

平成24年7月30日

各 位

国立大学法人弘前大学  
学長 佐藤 敬  
(公印省略)

平成23年度弘前大学における動物実験に関する情報公開について

このことについて、下記のとおり公表します。

1. 弘前大学動物実験に関する自己点検・評価の結果について  
平成23年度弘前大学動物実験自己点検・評価報告書（別紙1）
2. 実験動物の飼養保管状況について  
別紙2のとおり

平成 24 年 7 月 30 日

## 平成 23 年度 弘前大学動物実験に関する自己点検・評価報告書

弘前大学では、動物実験委員会において、平成 23 年度の本学における動物実験の実施状況等及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という）への適合性に関し、「弘前大学動物実験に係る自己点検及び評価並びに学外の者による検証に関する要項」に基づき自己点検・評価を行い別添のとおり結果となった。

全体的に基本指針に適合していたが、今後、さらなる動物実験の適正な実施に向けて取り組んでいく。

### 【 I . 規程及び体制等の整備について】

#### 1. 機関内規程及び組織体制について

動物実験に関する学内の諸規程は、基本指針に適合して策定されている。

#### 2. 動物実験委員会について

動物実験委員会は、基本指針に示された有識者により構成・設置されており、必要な業務を実施している。

#### 3. 安全管理について

安全管理に留意すべき動物実験（感染実験、遺伝子組換え動物使用実験、放射性同位元素・放射線使用実験及び発癌物質・有害物資使用実験）については、必要な規程及びマニュアル等が定められており、適正に整備されている。

#### 4. 動物実験等の実施について

動物実験計画書の立案、審査、承認及び結果の報告の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

#### 5. 実験動物の飼養保管について

飼養保管施設等の設置について申請様式を定めており、設置の際には申請書を部局より提出させ動物実験委員会による現地調査を行った上で承認する等、適正に整備されている。

## 【Ⅱ．実施状況について】

### 1．機関内規程及び組織の体制について

「弘前大学動物実験に関する規程」により、機関の長、動物実験委員会等の役割及び組織体制が明確に定められている。

### 2．動物実験委員会について

動物実験委員会は、学内の規程に定められた機能を果たしている。また、議事録についても適正に保管されている。

### 3．安全管理の状況について

安全管理に留意すべき動物実験（感染実験、遺伝子組換え動物使用実験、放射性同位元素・放射線使用実験及び発癌物質・有害物資使用実験）については、必要な規程及びマニュアル等が定められている。また、安全設備等についても関係法令及び学内規程に基づき整備されており、法令及び本学の規程に則して安全に実施されている。

### 4．動物実験の実施状況について

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が基本指針に則して適切に実施されている。

### 5．実験動物の飼養保管状況について

実験動物の飼養保管について、基本指針に則して適切に実施されている

### 6．施設等の維持管理の状況について

委員会委員による動物実験施設の調査を行い、概ね適切に管理されていたが、一部施設においてネズミ返しを設置されておらず、逃走防止措置の面で不十分な箇所が見られたため委員会から改善指導を行い、早急な改善を図る。

### 7．教育訓練の状況について

本学における教育訓練は、全学の研究者向けとして年2回実施しており、その他必要に応じて追加実施をしている。また、学生実習用としての教育訓練は、動物実験委員会立ち会いの下、DVDによる講習を随時行っている。教育訓練受講歴を確認できるよう受講者リストを作成しデータ管理を行っている等、適正に実施されている。

### 8．自己点検・評価及び情報公開について

平成22年度分より、基本指針に則した自己点検・評価を実施し、ホームページ上で公開している。また、規程・関連法規も公開している。

## 平成23年度弘前大学動物実験自己点検・評価結果

項目	観点	適	一部に問題あり	否	根拠となる理由及び問題点は？ 根拠となる資料は？	備考
1. 規程及び体制等の整備						
機関内規程, 組織の体制	動物実験に関する規程等が策定されているか？	○			基本指針に則した機関内規程が定められている。	
	以下の事項が規程等に含まれているか？ □ 研究機関の長の責務 □ 動物実験委員会 □ 動物実験等の実施方法 □ 実験動物の飼養及び保管 □ 動物実験等の実施施設の維持管理 □ 教育訓練 □ 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証 □ 情報公開	/	/	/	研究機関の長の責務等の全ての事項について、弘前大学動物実験に関する規程の各条項に含まれている。	
動物実験委員会	動物実験の適正な実施のために必要な細則、内規等を定めているか？	○			弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアル、弘前大学動物実験に関する飼養保管マニュアル、弘前大学動物実験に係る自己点検及び評価並びに学外の者による検証に関する要項を定め適正な実施を行っている。	
	動物実験委員会が設置されているか？ 委員会の役割に以下の事項が含まれているか？ □ 動物実験計画の審査と審査結果の機関長への報告 □ 動物実験の実施結果に対する助言 動物実験委員会の委員には、以下の者が含まれているか？ □ 動物実験等に関して優れた識見を有する者 □ 実験動物に関して優れた識見を有する者 □ その他学識経験を有する者	○	/	/	弘前大学動物実験に関する規程第4条において規程されており、基本指針に則した動物実験委員会が設置されている。 弘前大学動物実験に関する規程第5条において規程されている。	
安全管理	安全管理に留意すべき動物実験について、実施体制が定められているか？（該当する動物実験を行っている場合） □ 病原体の感染動物実験 □ 有害化学物質の投与動物実験 □ 放射性物質の投与動物実験 □ 遺伝子組換え動物を用いる実験	○	/	/	弘前大学組換えDNA実験安全管理規定、弘前大学研究用微生物安全管理規定、国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇薬管理規程、国立大学法人弘前大学放射線安全管理規定、弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアルを定め、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が整備されており、基本指針に則し実施体制が整備されている。	
	動物実験計画の様式は定められているか？	○			弘前大学動物実験に関する規程において実験計画書等の様式（様式第1～5号）を定めている。	
動物実験等の実施	動物実験計画書には、次の検討事項が含まれているか？ □ 動物実験等の目的 □ 動物実験等の具体的方法 □ 代替法の検討 □ 使用動物種 □ 使用動物数 □ 使用動物の遺伝学的・生物学的品質 □ 飼養保管場所 □ 実験実施場所 □ 苦痛軽減方法（麻酔法、安楽死法、人道的エンドポイント等）	/	/	/	動物実験等の目的等の各事項について動物実験計画書（様式第1号）の各項目に含まれている。	
	実験動物の飼養保管	機関の長は、機関内の飼養保管施設を把握しているか？ 飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？	○		弘前大学動物実験に関する規程において設置申請書等の様式（様式第6～10号）を定め、施設設置及び変更の際には学長の承認を必要とすることで、施設の把握を行っている。 飼養保管施設設置承認申請書（様式第6号）、実験室設置承認申請書（様式第8号）において、施設設置の際に管理者を定めることを義務付けており、施設毎に管理者が置かれている。	
その他 （動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み）		/	/	/	動物実験に関連の深いバイオセーフティ委員会に委員を置くことにより、各委員会に共通する安全管理上の問題について、情報伝達や連携を図っている。	
2. 実施状況						
機関内規程, 組織の体制	機関の長、部局の長、実験動物飼養保管施設の管理者、動物実験委員会等の組織体制は明確か？	○			弘前大学動物実験に関する規程において定められており、組織体制が整備されている。	
動物実験委員会	動物実験委員会は、動物実験計画の審査を実施しているか？	○			動物実験計画の提出があった場合には、適宜委員会を開催し審査を実施している。	
	動物実験委員会は、必要に応じて、動物実験の実施結果に対する助言を機関の長にしているか？ 動物実験委員会の議事録は保管されているか？	○			弘前大学動物実験に関する規程において動物実験等結果報告書（様式第4号）を定め、毎年度実験実施者へ提出を義務付けており、提出された報告書を基に学長へ助言できる体制にある。 国立大学法人弘前大学法人文書管理規定に基づき適切に管理・保存している。	
安全管理の状況	感染実験、有害化学物質の投与実験、放射性物質の投与実験、遺伝子組換え実験等の、安全管理に特に注意を払うべき動物実験は安全に実施されているか？（該当する動物実験を行っている場合）	○			弘前大学組換えDNA実験安全管理規定、弘前大学研究用微生物安全管理規定、国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇薬管理規程、国立大学法人弘前大学放射線安全管理規定、弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアル、動物実験計画書等の審査結果通知、平成23年度動物実験計画一覧に基づき、安全に実施されている。	
	必要な安全設備や衛生設備は整備されているか？ （例：感染実験室、陰圧飼育装置、安全キャビネット、オートクレーブ等） 動物実験における事故防止のための対策を行っているか？ 動物実験における事故あるいは事故には至らなかった“ヒヤリハット”に関する情報を収集し、共有するシステムは構築されているか？ 必要に応じて検疫が実施され、実験動物の健康保持に配慮しているか？	○			関係法令及び学内規程等に基づき必要な安全設備や衛生設備を整備している。 弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアルを定め実験実施者へ周知することで、事故防止に努めている。 ヒヤリハットに関する事例を収集し、教育訓練において事例紹介を行い周知を図っている。 弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアルにおいて実験動物の搬入に際しては、微生物モニタリング等の証明取得または検疫を実施するよう定められおり、実験動物の健康保持に配慮している。	
動物実験等の実施状況	機関の長は、委員会の審査を経て動物実験計画を承認あるいは却下しているか？	○			弘前大学動物実験に関する規程第5条において動物実験計画の審査を委員会が行うことと定められており、委員会での審査後、学長により承認または却下が行われる体制が整備されている。	
	機関の長は、動物実験の実施結果を把握し、必要な改善の指示を行っているか？ 実験終了後の動物の処理は適切に行われているか？	○			弘前大学動物実験に関する規程において動物実験等結果報告書（様式第4号）を定め、毎年度実験実施者へ提出を義務付けており、提出された報告書を基に学長による改善の指示等を行える体制にある。 実験終了後の実験動物の処理は、医学部付属動物実験施設において焼却処分等を行い適切に処理されている。	
実験動物の飼養保管状況	実験動物管理者は、飼養保管基準に従って活動をしているか？ （飼養保管施設の管理及び保守点検、動物の教や状態の確認等）	○			委員会委員による動物実験施設の調査を行い、飼養保管基準に従って活動等が行われていた。	
	実験動物の飼養保管は、実験動物の飼養保管基準を踏まえ、適切に実施されているか？ 実験動物の適正な飼養保管を行うための飼養保管手順書、マニュアル等を定めているか？ 飼養保管手順書、マニュアル等には、以下の事項が含まれているか？ □ 動物の搬入、検疫 □ 飼育室の環境条件 □ 飼育管理の方法 □ 健康管理の方法 □ 逸走防止措置と逸走時の対応 □ 廃棄物処理 □ 施設・設備の保守点検 □ 飼育履歴の記録 □ 緊急時の連絡	○	/	/	委員会委員による動物実験施設の調査を行い、適切に実施されていた。 弘前大学動物実験に関する規程に基づき、弘前大学動物実験に関する飼養保管マニュアルを定めている。 動物の搬入、検疫等の各事項について、弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアル、弘前大学動物実験に関する飼養保管マニュアルの各項目に含まれている。	
施設等の維持管理の状況	施設等は、基本指針や飼養保管基準等に従い適正に維持管理されているか？	○			委員会委員による動物実験施設の調査を行い、概ね適切に管理されていたが、一部施設でネズミ返しを設置されておらず、逃走防止措置に不備がある施設があった。	
教育訓練の状況	機関の長は、動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？ 教育訓練の実施記録は保存されているか？ （教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）	○			弘前大学動物実験に関する規程第22条に基づき2回、その他必要に応じて実施している。 国立大学法人弘前大学法人文書管理規定に基づき適切に管理・保存している。	
	自己点検・評価, 情報公開	機関の長は、基本指針への適合性に関する自己点検・評価を実施しているか？ 機関の長は、基本指針に従い、必要な情報公開を実施しているか？	○		平成22年度分より基本指針への適合性に関する自己点検・評価を実施している。 動物実験委員会ホームページにおいて、規程・関連法規等の必要な情報を公開している。	
その他 （動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項）						

平成23年度弘前大学における動物実験に関する情報公開のうち  
「2. 実験動物の飼養保管状況について」

## ○実験動物飼養保管状況

動物種	平成23年度
	使用数
ゴールデンハムスター	80
マウス	4510
スナネズミ	10
ラット	1666
モルモット	35
ウサギ	158
サル	5
unks	20
マーモセット	4
ヒツジ	28
豚	28
牛	19
ハト	8

※各実験実施者から報告のあった使用数を概数とする (24年3月31日 現在)